

# 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部 公的研究費運営・管理規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）において、公的研究費を適正に運営・管理し、研究活動の不正行為を防止するために必要な事項を定める。

(公的研究費の範囲)

第2条 この規程において公的研究費の範囲は次のとおりとする。

- (1) 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 前2号に準ずる助成金及び補助金

(研究活動の不正行為)

第3条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 研究費の不適切な使用 実態と異なる謝金・給与の請求、物品購入の架空請求、不当な旅費の請求並びに法令、本学の規程等に違反した研究費の使用

## 第2章 研究者の行動規範

(行動規範)

第4条 公正かつ適正な研究活動の確保を目的として本学の行動規範を次のとおり定める。

(1) 研究者

①行動原則

研究者は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼と負託に応えるため、公的研究費の適正・透明な執行管理に努める。

また研究成果を社会に示す最善の努力をすると共に、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

②説明責任と公開

研究者は、研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負う。また、公表した成果についての研究・調査データを記録・保存し、求めに応じて公開する責務を負い、捏造、改ざん、盗用などの不正行為は行わない。

③法令の遵守

研究者は、研究の実施、研究費の使用に当たり、法令、関係規則、使用ルール、学内規程等を遵守する。

(2) 事務職員

事務職員は、研究者の研究活動を支援するに当たり、本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、適正・透明な管理・監査の体制を整備する。

事務職員は細心の注意をもって、公的研究費の適正な執行管理に努めるとともに、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

### 第3章 研究活動の不正行為防止に係る体制及び責務

(職務分掌等)

第5条 公的研究費の運営・管理を適正に行い、研究活動の不正行為を防止するために、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

(1) 最高管理責任者

- ① 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理及び研究活動の不正行為防止について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- ② 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理及び研究活動の不正行為防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- ③ 最高管理責任者は、研究費の事務処理手続きに関する権限と責任を明確にし、それに応じた体制を構築しなければならない。

(2) 統括管理責任者

- ① 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理及び研究活動の不正行為防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- ② 統括管理責任者は、本学における研究費の適正な運営・管理及び研究活動の不正行為防止のために、不正防止計画に基づき教職員に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

(3) 部局責任者

学部長、学科長、センター長、総務課長は、部局責任者として部局における公的研究費の運営・管理及び研究活動の不正行為防止について実質的な責任と権限を持つものとする。

2 物品費の適正な執行を図るため、総務課に検収担当者を置く。

検収担当者は納品検査、検収業務を行い、また非常勤雇用者の勤務状況等の確認を行う。

(法令等の遵守)

第6条 公的研究費の執行管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及びこれに基づく法令、交付された研究費の使用の定め並びに本学の諸規程等を遵守する。

(相談窓口の設置)

第7条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、総務課に相談窓口を置く。

### 第4章 通報等の受付

(通報窓口の設置等)

第8条 本学における不正行為に適切に対応するため、総務課に通報窓口を置く。

2 通報窓口は、通報に関する事前又は事後の相談を受け付けることができる。

(通報の受付)

第9条 通報を受けたとき、最高管理責任者は、直ちに統括管理責任者、部局責任者その他必要な者を指名し、当該通報の受理及び当該通報された事案に係る調査の実施の要否を協議の上、決定する。

(通報者の保護)

第10条 通報者の保護に関しては、学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程を準用する。

## 第5章 通報等に係る事案の調査

(調査の実施)

第11条 最高管理責任者は、第9条により、調査を実施することが決定された場合は、教職員その他必要と認める者からなる調査委員会を設置する。調査委員会の委員は、当該通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

2 調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査並びに関係者のヒアリング等により調査を行う。

(認定)

第12条 調査委員会は、前条の調査結果をもとに研究活動の不正行為か否かの認定を行う。

(調査結果の通知)

第13条 不正行為を行ったと認定した場合、最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、当該資金配分機関に報告する。

(不服申立て)

第14条 不正行為を行ったと認定された被通報者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第16条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等された研究費の支出停止等必要な措置を講じることができる。

## 第6章 認定後の措置

(研究費の使用中止)

第17条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われたとの認定がされた場合は、その者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(措置の解除等)

第18条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。

(処分)

第19条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動の不正行為と認定された場合は、当該研

究活動の不正行為に関与した者に対して学校法人札幌国際大学就業規則に従い懲戒処分、刑事告発等の処分を課することができる。

## 第7章 内部監査

(内部監査体制)

第20条 公的研究費の不正を防止し適正な管理を遂行するために、定期及び随時に内部監査を実施する。

- 2 内部監査は会計書類の監査、購入物品の現物監査、謝金の使途確認等、発注・検収・支払業務についての確認作業を行う。
- 3 統括管理責任者は、その都度内部監査担当者を指名する。
- 4 内部監査担当者は、監査終了後、遅滞なく監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告する。

## 第8章 不正取引業者への措置

(取引停止等の措置)

第21条 公的研究費に関して不正な取引に関与した業者があるときは、その情状に応じて取引停止等の必要な措置を行うものとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。